

愛知県 特別職の報酬等改定の考え方

項目	年度	1997～2003	2004	2005	2006 (H18)		2007・08	2009	2010	2011	2012～14	2015 (H27)		2016	2017～19	2020 (R2)	
		(H9～15)	(H16)	(H17)	給与構造改革 <2006.4.1>	給与改定	(H19・20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24～26)	総合的見直し <2015.4.1>	給与改定	(H28)	(H29～R1)	配分見直し <2020.4.1>	給与改定
指定職給料表の改定率		—	改定なし	△0.30%	△6.70%	改定なし	改定なし	△0.32%	1.05%	0.02% (H24.4実施)	改定なし	△3.5% (同率相当の地域手当を引上げ)	0.08%	0.15%	改定なし	1.9% (同率相当の地域手当を引下げ)	改定なし
指定職給料表の 前回改定からの 累積改定率		累積 △1.71%	0	△0.30%	[累積改定率] △0.30% [給与構造改革] △6.70%	0	△0.32%	0.73%	0.75%				0.83%	0.98%			(0.98%)
特別職の 平均改定率		△2.0%			△7.00% (議員△1.30%)							知事・副知事 △3.5%				知事・副知事 1.9%	
適用日		2003.12.1			2007.1.1							2015.4.1				2020.4.1	

(注) 指定職は、職務と責任が特に高度である一般職であり、その職責等を考慮して一般の職員とは別に指定職給料表を定め、その職に応じた額が支給されている。

⇒ これまで、指定職給料表の改定率が累積で2%程度に達した場合を改定の目安としている。

【2015年の総合的見直しと2020年の配分見直しについて】

- 一般職の改定に合わせ、給料と地域手当の配分を見直したものであり、給与全体の水準を変更するものではないため、累積改定率を考慮した見直しとは別に整理した。
- 議員には地域手当が支給されないため、総合的見直しに伴う議員報酬の改定は実施していない。

※ 地域手当とは、2006年に国家公務員に準じて導入した手当で、国では、地域ごとの民間賃金水準が適切に反映されるよう市町村ごとに支給割合（0～16%）が定められている。

本県では、人事異動の実態等も踏まえ、国の基準を本県職員に当てはめて加重平均した範囲内で、県内一律の支給割合としている。

本年度は指定職給料表の改定がなく、累積改定率は前年度と同じ0.98%のままであり、特別職の報酬等を改定する目安としている±2%には達していない。